

令和元年度 第1回 高知支部評議会

資料 2

議題2 「平成30年度事業結果報告と平成31(令和元)年度
事業の取組み」について

令和 元年 6月25日

目次

1. 企画総務グループ P. 1
2. 保健グループ P. 4
3. 業務グループ P. 6
4. レセプトグループ P. 10

KPI

Key Performance Indicatorsの略で、重要業績評価指標のことで、組織の目標達成度合いを測る基準のひとつ。

保険者としての機能を強化・発揮するために、協会けんぽの役割等を、①基盤的保険者機能、②戦略的保険者機能、③組織体制の強化、の3つに分類している「保険者機能強化アクションプラン」。

各分野ごとに具体的取組を定めて3年後のKPIを設定し、事業計画と連動させ、評価・改善を行うことにより、PDCAサイクルを強化します。

企画総務グループ関係

① 健康経営（コラボヘルスの推進）

KPI

- ・ 指数設定なし。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
・ 健康経営の普及拡大 ・ 健康企業宣言事業所へのフォローの強化	—	—

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 健康企業宣言事業所に対して、健診結果データに基づく事業所カルテを作成、提供を行い、事業所の健康経営への取り組みのフォローを行った。
- ・ 各機関と連携して健康企業宣言事業所の普及拡大を行った。
(平成31年3月末時点の健康企業宣言事業所数は**326**社)

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 昨年度に引き続き、健康企業宣言事業所に対して、事業所カルテを使った情報提供など、健康経営への取り組みのフォローを行う。
- ・ 各機関と連携して健康企業宣言事業所の普及拡大を行う。

② 広報活動を通じた加入者等の理解促進

KPI

- ・ 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする（全支部一律設定）

※理解率：協会けんぽ加入者に対して、①保険料②現金給付③健診・保健指導④協会けんぽの取組等⑤医療のかかり方の各分野について、アンケートで理解度を調査

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
広報活動を通じた加入者等の理解率	39.5%以上	39.5% 〔全国平均37.5%〕

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 各種研修会や講習会を通じて、制度の説明や協会けんぽの取り組みについて啓蒙を図った。
- ・ 新聞広告等のメディアを利用した広報・意見発信を行った。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 引き続き、各種研修会や講習会などで、制度の説明や協会けんぽの取り組みについて啓蒙を図る。
- ・ 新聞広告等のメディアを利用した広報・意見発信を行う。

③ 健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

KPI

- ・全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を52%以上とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
全被保険者に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	52%	52.07% (平成31年3月末現在)
	—	80,041/153,728 (人)

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・健康企業宣言事業所に対して、健診結果データに基づく事業所カルテを作成、提供を行うとともに、健康保険委員の委嘱の勧奨を行った。
- ※平成30年12月末現在、健康保険委員委嘱事業所数：**1,443社**（11,529社）

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・昨年末に目標設定したKPI（52%）を平成30年度に達成したため、平成30年度の取り組みに加えて、新規適用事業所に対して健康保険委員の委嘱の案内を行い、更なる拡大を目指す。

④ ジェネリック医薬品の使用促進

KPI

- ・高知支部のジェネリック医薬品使用割合を74%以上とする

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
・ジェネリック医薬品使用割合 ※医科、DPC、調剤、歯科における使用割合	74%以上	69.9% (全国平均76%) (平成31年1月現在)

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ジェネリック医薬品軽減通知や使用促進に関する周知・広報を積極的に実施した。
- ・高知県後発医薬品使用促進評議会に参画し、的確な情報発信を行った。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・県、国保、後期高齢者医療広域連合と連携して公的医療機関等に対する働きかけをする。
- ・ジェネリック医薬品軽減通知や使用促進に関する周知・広報を積極的に実施する。

⑤ インセンティブ制度の本格導入

KPI

- ・ 指数設定なし。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
5つの評価指標の向上 ①特定健診等の受診率 ②特定保健指導の実施率 ③特定保健指導対象者の減少率 ④医療機関への受診勧奨を受けた要治療者受診者 ⑤後発医薬品の使用割合	—	—

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 新規適用事業所事務説明会や算定基礎事務講習会等の各種研修会を通じて、制度の周知広報を行った。
- ・ 新聞広告等のメディアを活用した広報・意見発信。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 昨年度に引き続き、新規適用事業所事務説明会や算定基礎事務講習会等の各種研修会を通じて、制度の周知広報を行う。
- ・ 広報活動を通じた加入者等の理解率の中で、協会けんぽの取組等の分野が26.6%（全国平均25.7%）と低いため、メディアの活用や、広報チラシを利用した広報を行う。

⑥ 地域の医療提供体制への働きかけや医療制度改正等に向けた意見発信

KPI

- ・ 地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%を維持できるようにする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率100%維持	100%	100%

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 地域医療構想調整会議：7か所の部会中6か所に参画した。（1か所は他の医療保険者が参画のため、実質100%）

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 引き続き6か所の部会に参画。
- ・ 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

保健グループ関係

① 特定健診受診率の向上

KPI

・被保険者（40～74歳）の健診受診率 **69.0%**以上。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績（速報値）
生活習慣病予防健診（40～74歳）の受診率	61.9%以上 $\left(\frac{67,916}{109,719} \right)$	62.7% $\left(\frac{66,039}{105,291} \right)$

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・H29年度実績 61.9%（63,516人）から0.8ポイント（2,523人）の増。
- ・健診実施契約機関の増が課題。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・新規適用事業所への受診勧奨。
- ・健診実施契約機関の増と、既契約機関の実施体制強化の働きかけ。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績（速報値）
事業者健診データ（40～74歳）の取得率	7.1%以上 $\left(\frac{7,790}{109,719} \right)$	6.8% $\left(\frac{7,191}{105,291} \right)$

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・H29年度実績 3.7%（3,844人）から3.1ポイント（3,347人）の増。
- ・勧奨業務の外部委託と委託範囲の拡大。
- ・生活習慣病予防健診契約機関への働きかけ強化。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・勧奨業務の外部委託と委託範囲の拡大。

KPI

・40歳～74歳の被扶養者の健診受診率 **26.0%**以上。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績（速報値）
被扶養者（40～74歳）の特定健診受診率	26.0%以上 $\left(\frac{6,831}{26,274} \right)$	20.4% $\left(\frac{5,400}{26,428} \right)$

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・H29年度実績 5,516人（21.6%）から1.2ポイント（116人）減。
- ・大型商業施設で特定健診・がん検診同時実施、体力測定と特定健診・がん検診を同時に受けられるイベントの開催など、新たな取り組みを実施。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・成果のあったイベントの規模を拡大して実施。

② 特定保健指導の実施率の向上

KPI

・ 特定保健指導実施割合 **14.5%以上**。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績（速報値）
特定保健指導の6ヵ月後評価実施率	14.5%以上 $\left(\frac{2,232}{15,292} \right)$	14.4% $\left(\frac{2,236}{15,505} \right)$

〈平成30年度の実績・課題〉

○ 被保険者の特定保健指導

- ・ 協会けんぽ保健師の初回面談数の増。
- ・ 特定保健指導の6ヵ月後評価実施率 H29年度実績 10.4%（1,487人）から14.4%（2,236人）と、4ポイント（749人）の増。
- ・ 健診実施機関での実施件数の増加。（H29年度237件からH30年度491件に増加）

○ 被扶養者の特定保健指導

- ・ 特定健診イベント「元気アップ教室」の開催回数が増やせなかったこともあり、被扶養者の実施人数はH29年度の43人から19人に減少。
- ・ 集団健診実施当日に、健診実施機関で特定保健指導を行えないことが問題。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 被保険者：健診実施機関が、健診当日に保健指導を実施（集団健診も含め）できるように働きかけを強化し、実施率を向上させる。
- ・ 被扶養者：特定健診の集団健診会場でも、当日に指導が実施できるように、健診実施機関の体制強化について、連携して環境整備に努める。

③ 重症化予防対策の推進

KPI

・ 受診勧奨対象者が医療機関を受診する割合 **12.0%以上**。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成29年度実績（参考）
受診勧奨後3ヵ月以内に医療機関を受診する割合	12.0%以上 $\left(\frac{\text{本部指定の最低基準}}{\text{最低基準}} \right)$	11.9% $\left(\frac{315}{2,642} \right)$

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 受診から半年後に本部が文書で一次勧奨を実施。その後、一次勧奨対象者の中でも重症域にある者へ、支部で二次勧奨（訪問・電話・文書）を実施。
- ・ 平成29年度は、一次勧奨（全国一律の勧奨）の受診率が9.0%（全国36位）と低い。支部で行う二次勧奨は受診率13.5%（全国2位）と高い。一次勧奨対象者の受診率向上が必要。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 一次勧奨対象者（二次勧奨対象外の者）に対しても受診勧奨を支部で行う。ただし、対象者が多いため、何らかの基準で対象者を絞って実施する必要がある。5

業務グループ関係

① 現金給付の適正化の推進

KPI

- ・ 指数設定なし。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
疑義案件検討と必要に応じた立入調査 傷病手当金と障害年金等との併給調整 の確実な実施	_____	立入調査 1件 併給調整債権調定実績 85件 15,512,300円

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 毎月、「保険給付適正化プロジェクトチーム」で検討を実施。
- ・ 毎月、システムで抽出される併給調整疑義対象者について審査を実施。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 毎月、「保険給付適正化プロジェクトチーム」で検討を行い、必要に応じ立入調査を実施する。
- ・ 毎月、システムで抽出される併給調整疑義対象者について審査を実施し、確実に調整を行う。

② 柔道整復施術療養費の照会及び審査業務の強化

KPI

- ・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ15日以上 of 施術の割合について**対前年度以下**とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
疑義に対する確実な照会の実施を行い 適正化を図る	0.74%以下 $\left(\frac{\text{対象申請}}{\text{全申請}} \right)$	0.74% $\left(\frac{605}{82,120} \right)$

(全支部合計目標指数：対前年度以下)

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・ 疑義のある申請について患者への文書による照会を実施。約130件/月。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 給付適正化を目的に患者への文書照会の強化と傾向審査（いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する審査）を行う。

③ あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

KPI

- ・ 指数設定なし。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
審査の徹底による給付の適正化	_____	_____

受領委任制度導入以前は、代理受領方式の申請であったため不正防止を実施する仕組みが確立されていなかった。

◆平成30年度支給決定実績 740件（10,345,682円）

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 平成31年1月に受領委任制度が導入されたことに伴い、文書で作成された医師の再同意の確認を徹底する等審査を強化し、不正の疑いのある案件は指導・監査権限のある厚生局への情報提供を徹底する。

④ サービス水準の向上

KPI

- ① サービススタンダードの達成状況を**100%**とする。
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を**86.3%以上**とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
① サービススタンダード達成率	100%	100%
② 現金給付等申請の郵送化率	86.3%以上	77.8%

(全支部合計目標指数：90.0%以上)

〈平成30年度の実績・課題〉

- ① 傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料（費）の給付について申請書の受付年月日から支払年月日までの期間を10営業日以内を実施。※不備等がない場合
- ② 各種研修会・ホームページ・チラシ・問い合わせ時に郵送手続き案内の実施。
平成29年度：74.6% ⇒ 平成30年度：77.8%（3.2%増加）

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ① 日々の進捗管理を徹底し、より安定した早期の処理を実施する。
- ② 各種機会を捉えた広報の実施と郵送化率向上の妨げとなっている要因の検証および改善策を実施する。

⑤ 限度額適用認定証の利用促進

KPI

- ・高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を**84.0%以上**とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
限度額適用認定証の使用割合	84.0%以上	未確定

(全支部合計目標指数：84.0%以上)

〈平成30年度の実績・課題〉

- ・平成30年12月現在：75.3% 給付合計件数：27,513件 利用件数：20,721件
(平成29年度確定値：74.6% 給付合計件数：36,173件 利用件数：27,001件)
- ・各種研修会および問い合わせ時に利用案内を実施。限度額申請書セットを新規で3医療機関・32市町村へ配置し使用促進を実施。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・各種機会を捉えた広報の実施と限度額申請書セット配置済医療機関における使用傾向の検証および改善策を実施する。

⑥ 被扶養者資格の再確認の徹底

KPI

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を**93.2%以上**とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	93.2%以上	93.1%

(全支部合計目標指数：89.0%以上)

〈平成30年度の実績・課題〉

- 平成30年度提出率：93.1% 対象事業所数：7,932 提出事業所数：7,385
(平成29年度提出率：92.6% 対象事業所数：7,888 提出事業所数：7,308)

提出勧奨を電話および文書で実施することにより平成29年度を上回る結果となった。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・未提出事業所への提出勧奨の早期着手と平成30年度未提出事業所については提出期限前に提出依頼を実施する。

⑦ オンライン資格確認の導入に向けた対応

KPI

- ・ 現行のオンライン資格確認システムについて、U S B を配布した医療機関における利用率を**50.0%以上**とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
資格確認システム利用率	50.0%以上	50.0%

(全支部合計目標指数：43.3%以上)

〈平成30年度の実績・課題〉

U S B 配布医療機関数：2医療機関 利用医療機関：1医療機関

- ・ 高知支部においてはU S B を配布した医療機関は3医療機関であり、平成30年度内において利用されてなかった2医療機関について、電話および訪問で利用勧奨を進めた結果、1医療機関については利用環境の問題で、利用が難しくなったことから、U S B 回収を行った。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

- ・ 利用がない1医療機関について引き続き勧奨を行い利用率向上を図る。

レセプトグループ関係

① 効果的なレセプト点検の推進

※レセプト点検（内容点検）とは、医療費適正化対策として「診察、投薬、検査」等の診療内容が保険診療ルールに照らし誤りがないかを確認すること。医療機関から請求されたレセプトは、支払基金（一次査定）を経て、協会けんぽ（二次査定）で点検を行う。疑義が生じた場合に支払基金に対して再審査を請求し、認められると保険給付が査定（減額）となる。高知支部では、月に約22万件を点検する。

KPI

支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。

※査定率=レセプト点検により査定（減額）した額÷協会けんぽの医療費総額

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
支払基金と合算したレセプト点検の査定率	0.393%以上	0.393% (査定点数 15,259,637 請求点数 3,882,569,256)

〈平成30年度の実績・課題〉

- 平成30年度目標 0.384%以上（基金0.281%、協会0.104%）
- 平成30年度実績 0.393%（基金0.261%、協会0.132%）
- 全国平均 0.384%（基金0.284%、協会0.101%）

・効果的なレセプト点検推進に向け、自動的に疑義レセプトを抽出できる「自動点検機能」を充実させるため、5月に点検員全員参加で、NTTデータによる「自動点検ルール登録」についての研修を受講し、効率性、網羅性が強化される手法を習得し、メンテナンスを行った。

○課題

・内容点検の外部委託廃止等に伴い、効率よく査定率をあげるために、システムを最大限活用するとともに、さらなる点検員のスキルアップが必要である。

【平成31年度に向けた主な取り組み】

○点検員のスキルアップ

・再審査請求結果（診療観点）を分析し、各点検員の点検傾向と得意・不得意を把握し、育成資料として活用する。

○システム点検の精度向上

・自支部の査定結果の弱みを分析し、他支部マスタを活用したメンテナンスを行う。
・システムの機能を引き出す手法でのメンテナンスを行い、効率性、網羅性を強化する。

○支払基金との連携

・幹部による支払基金との打ち合わせの場を設定し、指標（KPI等）を説明し、指標を念頭に置いた審査を行うように申し入れする。また、支払基金の査定点数が少ない月は、査定結果の分析を依頼し、協会としても原因を把握する。

○進捗会議の活性化

・査定結果の分析を行い、支部の強み・弱み、議論のもととなる具体的なデータを示して会議を行う。

② 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

KPI

① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を94.9%以上とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
資格喪失後1か月以内の保険証回収率	94.9%以上	94.13% (回収枚数 39,509 回収対象枚数 41,975)

② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
資格喪失後受診による返納金の回収率	57.38%以上	57.38% (回収金額 10,235,631 調定金額 17,837,878 ※調定取消 2,902,691円)

③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

平成31年度目標と過年度実績	平成31年度目標	平成30年度実績
医療費全体に占める返納金割合	0.046%以下	0.046% (返納金無資格 17,837,878 医療給付費 38,825,692,560)

〈平成30年度の実績・課題〉

○平成30年度目標	①94.80%以上	②80.42%以上	③0.051%以下
平成30年度実績	①94.13%	②57.38%	③0.046%
全国平均	①91.57%	②56.16%	③0.070%

・保険証回収一次催告について、資格喪失処理日から2週間で実施していたところ、1週間で実施へと段階的に短縮した。

※一次催告の最短送付日数 5月～10月（14日）11月～1月（12日）、2月～3月（7日）

・被保険者証返不能届をもとに、保険証未返納者に対する電話催告を実施した。

※返不能届の枚数：274枚、架電件数：386件

・返納金債権早期回収のため、段階的な文書催告（一次催告→弁護士催告→内容証明郵便→法的手続）を実施した。

・国民健康保険との保険者間調整推進のため、新規調定時及び文書催告時にアウトソースによる勧奨を積極的に活用した。また、未提出者に対し文書、訪問での提出勧奨を実施した。

※保険者間調整による収納：115件、5,465,162円、保険者間調整の提出勧奨訪問：13件

○課題

- ・証未返納の資格喪失者に対する早期対応、喪失後受診の発生抑止に効果的な広報
- ・納付期限を経過した債務者に対する早期対応
- ・保険者間調整の手続をしない者への対策
- ・債権の発生に対する債務者の認識不足（無関心または詐欺文書等との誤解）

【平成31年度に向けた主な取り組み】

○証未返納の資格喪失者に対する早期対応

- ・資格喪失処理後1週間以内の一次催告と一次催告後2週間以内の二次催告を徹底する。

○直接連絡による返納件数向上

- ・証返不能届の電話番号記載率向上のため、各説明会、訪問、納入告知書チラシ等を利用して事業主への周知を行うとともに、日本年金機構に対し、広報や窓口での説明依頼を行う。

○喪失後受診の発生抑止に効果的な広報

- ・医師会、歯科医師会、薬剤師会と連携し、喪失後受診防止ポスターを作成し、加入者への周知を行う。

○納付期限を経過した債務者に対する早期対応

- ・資格喪失後受診に係る返納金債権は、早期対応が重要であるため、初動対応から概ね6か月を経過するまでの取り組みに重点を置く。反応がない場合は保険者間調整勧奨または法的手続にて対応する。

○保険者間調整の手続をしない者への対策

- ・国民健康保険の資格確認ができた者に対して、文書による提出勧奨を実施する。
- ・勧奨に無反応な者に対して、戸別訪問による提出勧奨を実施する。

○債権の発生に対する債務者の認識不足の解消

- ・電話催告や戸別訪問に力を入れ、自主的な回収につながるよう丁寧な対応を行う。

○法的手続の実施

- ・保険者間調整による回収が見込めず、自主的な回収が困難な者に対して、費用対効果を見定めたうえで法的手続を実施する。

